

令和6年7月11日

消費者ネットおかやまと株式会社エディオンとの間の
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（以下「消費者ネットおかやま」という。）が、株式会社エディオン（以下「エディオン」という。）に対し、以下のとおり、同社が運営する通販サイトのエディオンネットショップご利用規約における各条項（以下「本件条項」という。）について、消費者契約法（以下「法」という。）第10条^(※1)に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、本件条項の修正を求めた事案である。

(本件条項)

第3条（本サイトの利用）

5. 20歳未満の利用者は、法定代理人の同意がなければ本サイトのサービスを利用することはできません。

第17条（ご注文のお断りと売買契約の解除）

(11) 法定代理人の同意が無い20歳未満の利用者のご注文と当社が判断した場合

第18条（販売条件）

6. 本サイトでのご注文は原則として20歳以上の利用者を対象としております。20歳未満の利用者のご注文は法定代理人の同意が必要です。

(理由)

現行民法において、成年年齢は20歳から18歳へと引き下げられており（民法第4条）、18歳以上20歳未満の者の法律行為は法定代理人の同意を得る必要が無いところ（民法第5条第1項）、本件条項は未成年に該当しない消費者

に対して法定代理人の同意を要求している点で、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから法第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効である。

(※1) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(注) 上記差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

消費者ネットおかやまは、令和 6 年 1 月 11 日、エディオンに対する申入れを開始し、同社により申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、令和 6 年 3 月 29 日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま (法人番号 2260005003094)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社エディオン (法人番号 3240001041231)

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※2)の概要

なし

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう (消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号: 03-3507-8800 (代表)

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html